## 「事案 19-3] 入院給付金請求

- ・平成 19 年 4 月 25 日 裁定申立受理
- ·平成 19年 11月 14日 裁定終了

# <事案の概要>

約款規定の「入院」には該当しないとの理由で、入院給付金が支払われないことを 不服とし裁定の申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

胃潰瘍と糖尿病等により、平成13年12月22日から同14年3月30日までの間、A内科小児科医院に3カ月以上入院、昭和52年に契約した疾病入院給付特約(支払対象は20日以上の継続入院)にもとづき入院給付金を請求したところ、約款規定の「治療を目的とした20日以上継続した入院」には該当しないとの理由で、入院給付金の支払いを拒絶された。

保険会社は、同13年12月30日~14年1月3日まで外泊している状況から、12月22日から29日までの8日間は「入院」と認めるものの、12月30日以後の入院は約款上の支払対象となる「入院」には該当しないため、支払うことが出来ないと言う。外泊は病院の指示によるものであり、また、退院日の10日程前に胃カメラ検査で1½程の潰瘍が見られ、激しい痛みや体調の異常で入院していたにもかかわらず、12月30日以後の入院を「入院」と看做さない決定は納得できない。

他の生保会社からは入院給付金全額が支払われており、入院した全日数分の入院給付金を支払って欲しい。

#### <保険会社の主張>

申立人の入院は、平成14年4月19日A医院作成の入院・手術等診断書(証明書)記載のいずれの傷病名においても、疾病入院給付特約にいう「入院」の必要性はなく、同特約にいう「入院」には該当しないため申し出には応じられない。

すなわち、同診断書には「胃潰瘍及び胃粘膜下腫瘍、糖尿病、脂肪肝および高脂血症、慢性気管支炎(急性憎悪)」が挙げられているものの、本件入院で明確に治療対象となっているのは胃潰瘍、糖尿病、慢性気管支炎であり、A医院の医師に確認したところ、このうち胃潰瘍と慢性気管支炎については入院の必要がなかったものと認められ、糖尿病についてもその血糖値は入院の必要性が認められる数値を示しておらず、入院の必要性は認められない。

また、糖尿病では教育入院が行われることがあるが、一般的には数日から2週間程度とされ、通常は20日以上もの継続入院の必要性は認められず、また入院時の治療状況からすると教育入院の必要性が認められない。

さらに、申立人は本件入院直後の同13年12月30日~14年1月3日までの5日連続外泊を含め合計12日間外泊していること、申立人が口渇、全身倦怠感等の自覚症状を訴えて入院を希望したことに対して、A 医院は精査入院が必要と判断して入院に至ったものであること等を踏まえ、本件入院が「治療を目的とした20日以上継続した入院」であることは認められない。

### <裁定の概要>

平成 14 年 4 月 19 日 A 医院作成の入院・手術等診断書(証明書)によれば、本件入

院の原因となった疾病は、胃潰瘍及び胃粘膜下腫瘍、糖尿病、脂肪肝及び高脂血症、慢性気管支炎(急性増悪)とされているが、同診断書を含め、本件において当事者双方から提出された全ての書証を検討しても、少なくても20日間以上の継続した入院の必要性を肯定することは出来ない。従って、A医院における入院(平成13年12月22日から14年3月30日までの間)について本件入院給付金の支払事由が存在すると判断することは困難であることから、申立てには理由がないとして裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。